宋代の三泉縣に就いて

佐伯富

一

唐代府兵制度が崩壞して兵權が地方に分散し、節度使が各地に割據して勢力を相爭ふ樣になると、これまで中央政府に直屬してゐた州を數州或は十數州、自己に隷屬せしめ、その兵馬の權、民政、財政權をもすべて掌握するに至つた。この節度使に隷屬せる州が支郡①或は屬郡②、又は巡屬③と稱せられた。例へばかの有名なる河北三鎭の一なる魏博節度使は魏州に治してゐた防禦使を代宗の廣德元年に陞せて節度使としたのであるが、支郡として魏・博・瀛・滄・德州の五州を領有してゐた④。唐末になると節度使の數が次第に增加し、それに從つて支郡の數も多くなり、中央政府に屬する州がなくなり、遂に五代の分裂を來した。そこで宋の太祖が天下を統一すると、中央集權を行ひ、節度使の三權を奪ふと共に、その領有する支郡を全部中央政府に隷屬せしめ、天子任命の轉運使をしてその事務を管領せしめんとし⑤、次の太宗の時代に略ゝ目的を達した⑥。こゝに問題にしようとする三泉縣（今陝西寧羌縣治）も乾德五年（西紀九六七）に京師に直隷せしめられたのである⑦。

一體近世支那に於ては、地方統治形態としては、鎭が縣に隷し、縣が州に屬し、州が中央に直屬するのが一般のたてまへであるが、何故にこの三泉縣は例外として他の一二の縣⑧と共に縣を以て中央に直屬せしめられたのであるか、その間の事情を究めようとするのがこの小篇の目的である。

二

王明清の揮麈前錄卷四には三泉縣の中央政府直屬に關する事情を次のやうに說明してゐる。

太祖皇帝立極の初、西蜀未だ下らず。益州三泉縣令間道より騎を馳せ表を齎し、率先して闕下に至る。上大いに喜び、蜀を平らぐるの後、詔して三泉縣をして州郡に隷せしめず、賀慶に遇へば表章を發して直ちに榻前に達するを許す。今に至るまで甲令となす。（中略）紹興の初、四川制司建言して縣を陞せて軍となし、祖宗の指を失す。[9]

王明清によれば三泉縣中央直屬は太祖征蜀の折、三泉縣令が率先して表を齎し、征蜀戰捷の端緒を開いた功によるもので、その功を永久に記念するために縣を以て中央に直屬せしめ、州と同等の取扱ひを受けることを聽許したのである。故に三泉縣を陞せて軍となすことは祖宗の趣旨に反することになるのであるが、果して然りや否や。

抑ゝ宋代に於て、縣を以て中央政府に直屬せしめられたものは三泉縣の外に興元府の西縣[10]（故城は今陝西沔縣の西四十里にある。三泉縣より二年前の乾德三年に中央に直屬せしめられた）と劍州劍門縣[11]（故城は今四川劍閣縣の東北六十里にある。三泉縣より三十九年後、眞宗の景德三年に中央に直屬せしめられた）とがある。これらの三縣が何れも皆軍功によつて中央に直屬せしめられたといふ事實を文獻は示して居ない。又その樣な事實があつたとも考へられない。然らば何故にこの三縣のみが州と同じく中央政府に直屬せしめられたのであらうか。これらの三縣が何れも長安より漢中を經て四川成都に至る交通の幹線上の要衝を占めてゐることは特に注意を要する。この三縣が地理上、軍事上に有する位置並に蜀の占むる軍事的經濟的地位を歷史的に究明することによりてその理由は自ら明白になるであらう。

三

先づこれらの三縣の地理上軍略的に有する地位を考へるためには、更に一步進めて漢中の軍事的に有する地位を考察しなければならぬ。古來關中を占領する者は天下に號令することが出來ると考へられ、實際また

秦から唐まで天下を統一した國家は概ね長安もしくはその附近に都を奠めた。ところがこの關中を消極的に防禦しうるだけでは天下に號令することは出來ない。積極的に中原を攻略すべき要地を確保することが絶對に必要である。この意味で漢中が昔から重地とせられてゐる。[12]それは漢中は北は關中を俯瞰し、南は巴蜀を蔽ひ、東は襄鄧に達し、西は秦隴を控し、漢水に乘じて一擧にして經濟的政治的の一中心たる所謂東南地方を衝くことが出來るのみならず、又經濟的寶庫たる巴蜀をもその傘下に收めうるからである。[13]

春秋戰國時代楚が天下に覇を唱へたのは漢中を確保してゐたからであり、[14]又楚の覇權が失墜して之に代つて秦が天下に覇を唱へる基礎を築いたのも秦の惠文王が張儀の計を用ひ、漢中を攻略してこゝに漢中郡を置いたのに起因するといはれてゐる。[15]されば蕭何も漢の劉邦に勸めて

大王願はくは漢中に王となり、巴蜀を收用し、また三秦を定むれば天下圖るべきなり。[16]

と言つて居る。

近くは王船山も漢中、蜀の軍事的に重要なることを述べて、

昭烈、漢中を有して曹仁乃ち卻き、劉宏、襄・漢に鎭して瑯琊乃ち興る。(中略)張浚、荊襄を督し、二吳、秦鞏を爭うて女眞その南窺を息む。(中略)宋は孟昶を俘にし高季興を下す。南唐の滅ぶるは枯〔木〕を摧くよりも易し。是を以て之を驗するに、江東の險は楚にあり。楚の險は江と漢との上流にあり。大江を恃む者は恃む所に非ず。上流を棄つる者はその依る所を棄つるなり。得失の樞、未だこれより爽(あきらか)なる者あらざるなり。蓋し吳越は委(すて)なり。江漢の上流は源なり。攻むる者を以て言へば、源より委に輸(いた)るは順なり。その源を得ずしてこれを委に求むるは逆なり。[17]云云。

と言つてゐる。

かやうに漢中は歴史上、軍事的に重要なる位置を占めてゐるので天下を爭ふ者は必ず漢中を爭つてゐる。

然らば上述の三縣は漢中に於ていかなる地位を占めるものであるか。この問題を考へるには更に漢中と關中、及び巴蜀との交通路について一言しておかなければならぬ。

四

關中より漢中に出るには東には子午道がある。北口を子といひ、西安府の南百支里にある。南口を午といひ、洋縣の東百六十支里にある。谷の長さは六百六十支里に亙るといふ。[18] その西には儻駱道(駱谷道)がある。北口を駱といひ西安府盩厔縣の西南百二十支里にある。南口を儻といひ、洋縣の北三十支里にある。全長は四百二十支里。[19] 最も西にあるのが有名なる褒斜道である。北口を斜といひ、鳳翔府郿縣の西南三十支里にある。南口を褒といひ褒城縣の北十支里にある。全長四百七十支里。今の北棧である。[20] 昔秦の惠王が蜀を征した時に用ひたのもこの道である。[21] 又諸葛孔明が魏の領土に侵入するにもこの道によつたのである。[22] 關中と漢中をつなぐ交通路はこの三線を數へることが出來るが、最も多く利用せられたのはこの褒斜道であるといはれてゐる。[23]

次に漢中から蜀に出るには凡そ二線がある。即ち米倉道と金牛道(石牛道)とである。前者は南鄭より米倉山を越えて巴州に通ずる交通路であり、後者は沔

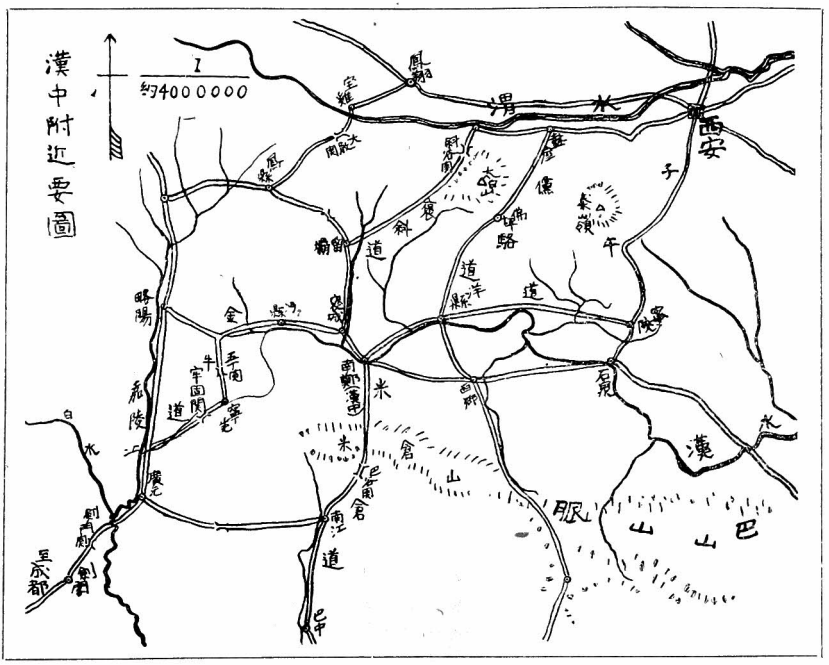

縣より西南して劍州に至る幹線であり、これが南棧である。[24] これをさらに西南に進めば六百三十支里にして四川の中心都成都に達する。[25] 金牛道は秦の惠王征蜀の道であり、[26] 秦より以後、漢中より蜀に至る者は必ずこの道を取り、入蜀の正道とせられてゐる。[27]

關中の長安より四川の成都に通ずる最も重要なる交通の幹線は上述の說明によりて分るやうに褒斜道（北棧）と金牛道（南棧）とである。この交通路が古來棧道と稱せられてゐる。

五

こゝに問題にしようとする西縣、三泉縣、劍門縣の三縣は宋代交通の幹線たる棧道の上に設置せられた縣で、關中の中心長安より四川の成都に至る道程上の要衝である。殊に三泉縣は宋代、益州路、梓州路、利州路、夔州路、卽ち漢中、四川の衝に當り[28] 四川の咽喉を扼し、[29] 古來要害の地として有名である。一兵衝に就けば萬卒に當るといふのがこの處である。[30] さればこの三泉縣を占領しうるや否やは四川を掌中に收めうるや否やといふ重大なる意味をもつてゐる。五代後唐の莊宗が五代を通じて只一度だけ蜀に入ることが出來たが、これも三泉縣を占領することによつて始めて達成することを得たのである。[31] 又蒙古軍が南宋軍をまたゝくうちに擊破してその領土を席卷したが、それは軍略的に考ふれば揚子江の上流地方漢中、蜀を先づ占領したからである。蜀を占領し得たのも蜀口三泉縣を陷落することによつて始めて蒙古軍は潮の如く長驅して四川を占領することが出來た。[32] 四川を攻略するためには漢中殊に三泉縣を陷れて支配下に置くことが絕對に必要である如く、逆に四川を固守するためには漢中を死守することが絕對的要件である。蜀漢の先主と吳の孫權とが相爭つてゐる間に魏の曹操が虛を衝いて漢中に攻め入つた時、巴西の黃權は先主に進言して

若し漢中を失すれば、則ち三巴振はず。此蜀人の股臂を割くものなり。

と諫めたので、遂に先主は吳の孫權と和議を結んで一意魏に當つてゐる。[33] 又楊洪は曹操の漢中侵入の際、軍師諸葛亮の策戰に對へて

漢中は蜀の咽喉、存亡の機なり。若し漢中なければ則ち蜀なし。此れ家門の禍。男子はまさに戰ふべし。

女子はまさに(軍糧)を運ぶべし。兵を發するに何の疑ひかあらん。[34]

と言つた。遂にこの言によつて蜀は再び漢中を定めることが出來たのである。かやうに漢中は四川の死命を制する重要なる地點である。この意味で三泉縣は漢中と四川とをつなぐ交通の幹線上の要地を占めてゐるので、殊に軍事上重要なる地位をもつわけである。三泉縣の知縣に特に有能なる者を任命したのもこのためである。[35]されば女眞軍が再三四川に侵入せんと試みてゐるが、宋側ではたとひ第一線の洋州、興元府等の要衝を放棄することがあつても、最後の要害、三泉縣だけは最後まで喰ひ止めてゐた。[36]女眞軍は遂に一歩も蜀には侵入することが出來なかつた。そこで又女眞は南宋を亡ぼすことが出來なかつたのである。

かやうに三泉縣は天下の要害として知られてゐる。宋の太祖も蜀を征服するためには是非三泉縣を手に入れなければならぬので、王全斌を西川行營鳳州路都部署に任じ、その部將崔彦進をして三泉縣を攻略せしめた。[37]その時三泉縣令が間道より宋軍に內應したので、蜀も容易に平定した。その功によつて三泉縣を州と司じ資格で中央に直屬せしめたといふのが王明淸の說である。併し只單にかゝる理由から三泉縣が中央政府に直屬せしめられたとするならば、縷々たるこれまでの說明は無駄である。三泉縣の交通上、軍事上に於ける地位を考へることによつて始めてその間の事情が把握せられなければならぬ。

抑〻宋代の軍隊は禁軍と廂軍とに分れてゐるが、廂軍といふのは軍隊といふよりもむしろ人夫といふ性質のものである。實際の軍隊は禁軍卽ち近衞兵で、これは主として都の天子の膝下に集められ、そこから邊境もしくは須要なる地方に必要に應じて派遣せられるのである。軍隊の駐屯するのはみな州或は軍に限られてゐる。然るにこゝに問題にした三泉縣は交通上、軍事上の要衝たるによつて縣でありながら軍隊が駐屯してゐた。かゝる關係から三泉縣は縣にして州と同じ取扱ひをうけて朝廷に直屬せしめられたのである。

太平寰宇記卷百三十三、三泉縣の條に

皇朝平蜀の後、此の縣は路、要津に當るを以て申奏公事は朝廷に直屬せしむ。

とあり、又續資治通監長編卷十八、太平興國二年八月

丙寅の條に

始め唐及び五代の節鎭皆支郡あり。太祖湖南を平げ、始めて潭・朗等の州をして京に直屬せしむ。長吏自ら事を奏するを得たり。其の後、大縣兵を屯するも亦京に直屬する者あり。興元の三泉是れなり。

とあるのはその間の事情を最もよく傳へてゐる。

要するに三泉縣を以て中央政府に直屬せしめたのは宋代の獨裁政治の發展と關係するものである。支郡を廢して節度使の權力を殺ぎ、中央集權を行はんとする時、三泉縣もその軍事的要衝たるの故を以て縣でありながら中央政府に直屬せしめられた。

一體宋代では祖宗の時決定したことを變更することはなか〳〵困難である。祖法は子孫に對して絕大なる權威を以て拘束力をもつてゐる。「利百ならざれば法を易へず」といふ精神が橫溢してゐる。そこで三泉縣はそのまゝ縣として、長らく中央政府に直屬してゐた。[38] 王明淸のいへる如く、三泉縣を陞せて軍となすといふことは祖法に背くことにもなるわけである。

因みに宋代の三泉縣を軍事的見地から考察するためには、四川を經濟的、軍事的その他の觀點から考察する必要がある。宋代に於ては四川は經濟的に政治的に特殊の政策が施行せられてゐる。王安石も四川に對しては特殊の注意を拂つてゐた。宋が亡んだのは蒙古軍に四川を占領せられたからであるといはれてゐる。かく考へ來れば當然四川のもつ經濟的、軍事的、地理的地位と獨裁政治との關係の問題を歷史的に取り上げなければならぬが、今はたゞ結論のみを述べ、小さな問題を小さな問題として止め、たゞ大きな問題との關聯を注意するにとゞめたい。

【補註】

① 資治通鑑卷二七三、後唐紀同光二年十月辛未の條、胡註に

節鎭爲會府。巡屬諸州爲支那。

とある。（朱子語類卷一一〇論兵大略同）

② 宋史卷二六二、張錫傳

張錫。福州閩縣人。梁末。劉岩擇任棣州刺史。辟爲軍事判官。棣爲邪之屬郡。

宋史卷二六三、呂餘慶傳

〔後周〕世宗。嘗鎭澶淵。濮爲屬郡。

③ 資治通鑑卷二二六唐紀建中二年正月戊辰の條に

承平〔節度使〕舊領汴・宋・滑・亳・陳・潁・泗七州。

とありその胡註に

此平李靈耀後。永平軍所領巡屬也。按代宗大曆七年。賜滑亳。軍號永平。十一年。平李靈耀。增領宋・泗二州。十四年。增領沂・潁二州。滑亳未賜軍號之前。已領陳州。共七州。

とあり、又同書卷二二七、建中二年八月の條に

范陽節度使朱滔。將討李惟岳。軍于莫州。張孝忠將精兵八千。守易州。

とあり、その胡註に

易州成德〔軍〕巡屬。

とある。その他通鑑註には至る處に巡屬の語は散見してゐる。

④ 唐書卷六六方鎭表。

⑤ 續資治通鑑長編卷四二。

〔至道三年〕國初罷節鎭統支郡。以轉運使領諸路事。

⑥ 支郡を中央政府に直屬せしめた記載を續資治通鑑長編から抽出すると次のやうである。

〔卷五乾德二年七月〕己丑。詔。階成二州並直隸京師。

〔卷八乾德五年二月〕甲申。詔慶州直隸京師。

〔卷八乾德五年三月〕辛亥。詔商州直隸京師。

〔卷八乾德五年〕五月庚寅。詔興元府三泉縣直隸京師、(元豐九域志卷八宋朝事實卷一九同)

〔卷一〇開寶二年十月〕辛卯。詔歸・陝州並直隸京師。

〔卷一一開寶三年三月〕庚午。詔澤州直隸京師。

〔卷一一開寶三年五月〕丁卯。詔通遠軍直隸京師。

〔卷一八太平興國二年八月丙寅〕上初卽位。以少府監高保寅知懷州。懷州故隸河陽。時趙普爲節度使。保寅素與普有隙。事頗爲普所抑。保寅心不能平。手疏乞罷節鎭領支郡之制。乃詔。懷州直屬京。長吏得自奏事。於是虢州刺史許昌裔(昌裔未見)訴保平節度使杜審進闕失事。詔右拾遺李瀚(宋會要作幹)往察之。瀚因言。節度領支郡。多俾親吏掌其關市。頗不便于商賈。滯天下之貨。望不(宋會要作下)令有所統攝。以分方面之權。尊奬王室。亦强幹(宋會要作幹)弱枝之術也。始唐及五代節鎭皆有支郡。太祖平湖南。始令潭・朗等州直屬京。長吏得自奏事。其後大縣屯兵。亦有直屬京者。興元之三泉是也。

戊辰。上納瀚言。詔。邠・寧・涇・原(宋會要此下有渭字)・鄜・坊・延・丹・陝・虢・襄・均・房・復・鄧・唐・澶・濮・宋・亳・鄆・濟・滄・德・曹・單・青・淄・兗・沂・貝・冀・滑・衞・鎭・深・趙・定・祁等州。並直屬京。天下節鎭無復領支郡者矣。(按此時已盡罷節鎭所領支郡矣。而實錄。興國七年五月辛亥。又書。詔以涇州直屬京。不知何也。今削去不著。然更須考之。)(宋會要方域五大略同前)

⑦ 長編卷八、元豐九域志卷八、宋朝事實卷一九は三泉縣の中央政府直屬を平蜀の後二年卽ち乾德五年に繫けてゐるが宋史卷八九地理志は

大安軍。中。本三泉縣。舊屬興元府。乾德三年。平蜀以縣直屬京。

と乾德三年にかけてゐる。これは蜀を平らげたのが乾德三年であり、その後縣を以て京に直屬せしめたと解すべ

きである。かゝる用例は漢文に屢々見受けられるところである。

⑧ 參照。註⑤⑥

⑨ 建炎以來繫年要錄卷六六は揮麈前錄の文章を引用してゐるが興地紀勝卷一九一も略々揮麈前錄と同じである。

⑩ 宋會要方域七

興元府西縣。乾德三年。以縣直隸京師。

⑪ 宋會要方域七

劍門關。景德三年。以劍州劍門縣直隸京。以兵馬監押主之。熙寧五年。縣復隸劍門關。仍別置。

⑫ 讀史方輿紀要卷五六陝西五

宋之南也。張浚請治兵於興元。以圖中原。上疏書。漢中形勝之地。前控六路之師。後據兩川之粟。左通荊襄之財。右出秦隴之馬。號令中原。必基於此。謹積粟理財。以待巡幸。趙開曰。漢中之地。後可據而安。前可恃而進。牟子才曰。漢中前瞰米倉。後蔽石穴。左接華陽黑水之壤。右通陰平秦隴之墟。黃權以爲蜀之根本。楊洪以爲蜀之咽喉者此也。

⑬ 讀史方輿紀要卷五六、陝西五漢中府。

府北瞰關中。南蔽巴蜀。東達襄鄧。西控秦隴。形勢最重。(中略)蘇代曰。漢中之甲。乘船出於巴。乘夏水下漢。此言秦之能爲楚禍也。

同書

紹定三年。蒙古攻金。取鳳翔。降人李昌國言於蒙古曰。金人遷汴。所恃者潼關黃河耳。若出寶雞侵漢中。不一月可達唐鄧。如此則大事集矣。蒙古從之。遂入大散。破鳳州。陷梁洋。出饒鳳。浮漢而東。金因以亡。繼又略沔利諸州。以重兵屯戍。宋遂亡川蜀之半。

⑭ 讀史方輿紀要卷五六陝西五漢中府、

春秋以來。屬楚。(史記卷五秦紀孝公元年の條に楚自漢中南有巴黔中とある)故楚爲最强。秦不能離也。

⑮ 讀史方輿紀要卷五六陝西五漢中府。

秦惠文君十三年。攻漢中。取地六百里。置漢中郡。(史記卷五秦紀)而楚始見陵於秦矣。(中略)齊湣王遺楚懷王書曰。王欺於張儀。亡地漢中。李斯曰。惠王用張儀之計。南取漢中。漢中誠重地矣。

⑯ 漢書卷三九蕭何傳。(華陽國志卷二漢中志同)

⑰ 宋論卷一四。

⑱ 讀史方輿紀要卷五六陝西五。子午道。

⑲ 同書儻駱道。

⑳ 同書褒斜道。

㉑ 華陽國志卷三

周慎王五年秋。奏大夫張儀・司馬錯・都尉墨等。從石牛道伐蜀。蜀王自於葭萌拒之敗績。王遯走。至武陽。爲秦軍所害。其相傳及太子。退至逢鄉。死於白鹿山。開明氏遂亡。凡王蜀十二世。

㉒ 華陽國志卷七劉後主志

(建興五年)二月。(諸葛)亮出屯漢中。營沔北陽平石馬。以鎭北將軍魏延爲司馬。六年春。丞相亮揚聲。由斜谷道取郿。使鎭東將軍趙雲。中監軍鄧芝。據箕谷爲疑軍。魏

大將軍曹眞舉衆當之。亮身率大衆。攻祁山。賞罰肅而號令明。天水・南安・安定三郡叛魏應亮。關中響震。云云。

㉓ 讀史方輿紀要卷五六陝西五、子午道。

㉔ 同書米倉道。

㉕ 同書金牛道。

㉖ 輿地紀勝卷一九一利州路大安軍景物下、

（金牛鎭）在軍東六十里。昔張儀司馬錯從石牛道伐蜀取之。今金牛鎭之西。猶名曰石牛頭。

輿地紀勝卷一九一利州路大安軍景物上

秦惠王謀伐蜀。患山隘險。作石牛五。每旦置金於牛尾。蜀人曰牛糞。此尙信之。遣五丁取牛。至成都。其道遂廣。秦周遣張儀・司馬錯。從石牛道伐蜀取之。今金牛鎭市之西百餘步。猶呼其地爲石牛頭。

㉗ 讀史方輿紀要卷五六陝西五金牛道。

㉘ 宋會要方域一〇

元豐元年十一月二十一日。衞尉寺丞知三泉縣莊黃裳言。本縣當益梓利夔四路之衝。昨議者請廢北路。復褒斜故道。以減程驛。寬漢中輸納之勞。今日較之。爲害甚於前日。詔委劉忱・李稷同比較。旣而忱等言。褒斜新路。視興州舊路。雖名減兩程。其鋪兵遞馬。皆增於舊。又卒亡馬死相等。官吏館券給請。亦倍舊路。雖號十程。比新路。纔遠八里。且多平慢。新路雖減科發。洋州稅米四千餘石。乃移撥興元府鳳州稅米二萬餘碩。今若行河池舊路。遷復馬遞鋪官舍亭驛。略加修整。卽目如故。兼可減河池兩當二里三驛。詔三驛不減。餘並從之。初三泉縣之金牛鎭。有東北兩路。北通陝西秦鳳熙河京西諸州。以至京師。東通梁洋州。熙寧七年。利州路提點刑獄范百祿建言。廢北路。復褒斜路。至是黃裳疏其利害。下忱等比較。從黃裳所請也。（長編卷二九四、大略同前）

㉙ 宋會要方域七

紹興七年閏十月二日。川陝宣撫副使吳玠言。利州路三泉縣北至興州仙人關外。地里不遠。東接梁洋一帶水陸衝要。係四川喉襟。要害之地。比年移關外諸州軍馬。就本縣屯駐。人烟事物大段繁多。九域志。至道二年。曾陞爲大安軍。紹興三年六月內。宣撫處置使司。已將本縣依便宜。陞爲軍。乞依已行事理。從之。

㉚ 寧羌州志卷一

按（寧羌州）嶓冢山。背臨氐道。前接葭萌。東西兩漢界以分流。梁益二州。雄爲阨塞。踞衰沔之上激。當巴蜀之門戶。故蘇氏有云。大散以南。劍門以北。中間幾及千里。山谷糾紛。險阨相錯。自古惟漢高出陳倉。鄧艾走陰平。深得用兵之意。蓋謂石牛道。爲秦蜀要害也。言地利者。其亦究心於此哉。（漢南續修府志卷五同）

寧羌州志卷一

（寧羌州）五丁關。州東北四十五里。山巖陡峻。中闢一線。由滴水鋪至寬州鋪。險路二十里。其絕險處。兩面石壁峭立。高接雲霄。中寬不過一二丈。澗水彌漫。石徑紆折。行人孑孑而登。僅容一人一騎。誠天險也。

㉛ 又參照註㉖

舊五代史卷三三

〔後唐莊宗同光三年十月〕戊寅。西征之師入大散關。僞命鳳州節度使王承捷。故鎭屯駐指揮使唐景思。次第迎降。得兵三萬二千。軍儲四十萬。又下三泉。得軍儲三十餘萬。自是。師無匱乏。軍聲大振。辛巳僞興州刺史王承鑒。成州刺史王承朴。棄城遁去。康延孝大破蜀軍于三泉。時王衍將幸秦州。以其軍五萬。屯于利州。聞我師至。遣步騎三萬。逆戰于三泉。延孝與李嚴以頸騎三千擊之。蜀軍大敗。斬首五千級。餘衆奔潰。王衍聞敗。自利州奔歸成。。斷吉柏津浮梁而去。（下略）

㉜ 讀史方輿紀要卷五六陝西五三泉城。

㉝ 華陽國志卷六劉先主志。

㉞ 同右

㉟ 宋史卷二七〇邊珝傳。

建隆二年。〔邊珝〕兄玗自河南令入爲吏部員外郎。復以珝爲洛陽令。兄弟迭尹赤邑。時人榮之。乾德初。召爲倉部郎中。蜀平。命珝知三泉縣。

㊱ 輿地紀勝卷一九一大安軍

中興以來。諸將屯三泉。以護蜀口。以縣令權輕。奏復爲軍。（圖經。紹興三年。敵自饒風關入漢中。吳玠遣劉子羽統諸將。屯三泉。以護蜀口。以縣令權輕。常爲諸將之所凌忽。民受其害。奏復爲軍。八年。准敕陞爲大安軍。前此。知軍猶帶知三泉縣事。至紹興十年。朱虎知軍事。名始正焉。）

宋史卷三七〇劉子羽傳。〔劉〕子羽焚興元。退守三泉縣。從兵不滿三百。與士卒取草牙木甲食之。遣〔吳〕玠書訣別。（中略）玠乃間道會子羽。子羽留玠共守三泉。金人深入。餽不繼。又腹背爲子羽・玠所攻。死傷十五六。疫癘且作。亟遁去。子羽出師掩擊。墮溪澗死者。不可勝計。餘兵不能自拔者悉降。（中略）始金人攻蜀。所選士卒千取百。百取十戰。被重鎧。登山攻險。每一人前。輒二人推其後。前者死。後者被其甲以進。又死則又代之。其爲必取計如此。〔張〕浚雖衂師卒全蜀。子羽之力居多。（宋史卷三六六吳玠傳にも記載あり。）

㊲ 續資治通鑑長編卷五。

㊳ 元豐九域志卷八。

〔三泉縣〕唐隸興元府。皇朝乾德五年。以縣直隸京師。至道二（隆平集卷一・二作三）年。建爲大安軍。仍以興元府西縣隸焉。三年。廢軍爲縣。以西縣還舊隸。

建炎以來繫年要錄卷六六。

〔紹興三年六月癸丑〕川陝宣撫司以三泉縣爲大安軍。

〔附記〕本稿を草するに當り、學友北山康夫氏の「北支那の戰爭地理」に負ふ所があつた。こゝに附記して謝意を表する次第である。